令和4年度事業計画書

令和4年度 多賀城市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

人口減少・少子高齢化に伴い、将来の我が国の経済・社会の存続の危機が懸念される中、現在の地域社会においては、核家族化、共働き世帯の増加、プライバシー意識の高まりなど生活様式の変化に伴って、家庭や地域社会の様相は大きく変化し、支え合い・助け合いの関係が希薄化し、引きこもりや8050問題、生活困窮者の増加や貧困の連鎖など複雑化・多様化した生活課題が広がり深刻化しています。

さらには新型コロナウイルス感染症の影響により、対面や集合を基本とする地域福祉活動や福祉サービスの提供が制約を受け、社会的孤立や適切にサービスを受ける事が出来ない状況も生まれています。

こうした複雑多様な生活課題に対応するためには、「支える側」「支えられる側」といった固定的な捉え方ではなく、子供も高齢者も障害をお持ちの方も地域社会の一員として相互に役割を持ち、地域の皆がお互いに支え合える細やかなつながりのある社会、いわゆる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが必要です。

本会は地域福祉推進の指針として策定した第 1 期多賀城市地域福祉活動計画(令和3年度~7年度)の基本目標として「地域づくり」「人づくり」「相談を受け止める仕組み作り」に重点を置き、「地域共生社会」の実現のために、町内会、民生委員・児童委員、事業者、行政等、様々な活動主体と連携・協働し、地域に顔の見える組織として、住民の皆さんが孤立することなく、ともに支え合える地域社会を育めるよう支援に努めます。

また、組織運営においても、社会福祉法人制度改革の趣旨に則り、公益性を持つ社会福祉法人として、経営組織の統治機能の強化・維持や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を図るとともに、社会福祉協議会としての使命を果たせる能力を備えた職員の人材育成に努め、今後の地域福祉推進の取り組みに必要な組織基盤の整備と強化を図ります。

以上の考えのもと、令和4年度において、次の事業に取り組みます。

事業計画

1. 地域福祉事業の推進

ふれあいまちづくり事業を行う。

コロナ禍にあって外出や活動の自粛などの影響により、他者とのつながりの希薄化

が大きな課題となる中、希薄化する地域コミュニティを再生・活性化するため、市内 全域を対象に、地域での活動(健康教室やお茶っこ飲み会、こども食堂など)に活動 資金の助成を行う。

2. 高齢者福祉事業の推進

ひとり暮らし高齢者への配食サービス事業を行う。

民生委員・児童委員等の協力のもと、登録をいただいたひとり暮らし高齢者の健康 増進、安否の確認及び孤独感の緩和を図ることを目的に、コロナ禍に対応した新たな 方法として、一堂に会する会食形式から、当面年 4 回昼食を届ける配食サービス事業 を行う。

3. ボランティア事業の推進

- (1) 社会資源としてのボランティアの発掘・開拓と、養成・派遣に努める。
- (2) 各種ボランティア・活動団体との連携を図り、ボランティア保険の案内等を行い、活動しやすい環境づくりに努める。
- (3) ボランティア養成講習会の開催(福祉活動の担い手の養成)
- (4) 介護支援ボランティア活動ポイント事業を行う。

4. 福祉教育普及事業

福祉教育・福祉学習普及に努める。

福祉機器(車椅子・白杖)、疑似体験セットの貸出しを行い、当事者体験を通じ、福祉への関心を育む事業を支援する。

5. 福祉機器貸出し事業

福祉機器(車椅子・白杖)、疑似体験セットの貸出しを行う。

6. 相談事業の推進

- (1) 複雑多様化する相談業務に対応するため、心配ごと相談事業の運営強化を図る。
- (2) 人権相談所、特設人権相談所(年2回開催)の運営支援を行う。
- (3) 各種相談事業を窓口とし、民生委員・児童委員や自立相談支援機関、行政等多様な 関係機関とのネットワーク機能を十分活用しながら総合的な相談支援体制を確立する。

7. 生活支援事業の推進

(1) 生活福祉資金 (特例貸付含む)・生活安定資金貸付相談事業

自立相談支援機関と連携のもと相談者の自立に資する貸付を行う他、資金貸付以外 の社会資源の活用も含め総合的な相談支援を行う。

新型コロナに係る特例貸付については、申請受付の延長対応と、償還及び非課税世帯の償還免除手続が始まることから、相談者の状況にあわせた相談支援を行う。

また、生活安定資金の償還について「償還金滞納に対する基本方針」及び「生活安 定資金の償還金滞納に対する督促手順書」に基づき、滞納防止と抑制及び滞納整理を 行う。

(2) 福祉サービス利用援助事業(まもりーぶ)【受託事業】

認知症、知的障害・精神障害者等、判断能力の不十分な社会的弱者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援活動を行う。

- 日常的な金銭管理が困難な方に対し、ニーズに合わせた生活支援を行う。
- 福祉サービスの利用援助や税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の 支払いの手続きなどを行う。

(3) フードドライブ事業

市民や事業者等から食料品や生活用品を募り、生活困窮者やこども食堂等の支援関係先へ分配提供することで食料支援の活性化を図る。

提供先:多賀城市自立相談支援窓口、市内活動のこども食堂、NPO 法人 等

8. 関係機関・団体との連絡調整を図る。

行政及び自立相談支援機関やその他関係機関・団体との連携を図り、福祉サービスの 向上を目指す。

9. 社会福祉団体等の連携の推進及び活動の活性化を支援する。

- (1) 本会が事務局支援を行う各団体との連携強化を図る。
- (2) 各団体の連絡会議を開催し、地域共生社会実現のための取り組みを模索する。

※多賀城市社会福祉協議会に事務局を置く団体

多賀城市民生委員・児童委員協議会、多賀城市老人クラブ(シニアクラブ)連合会 多賀城市身体障害者福祉協会、多賀城市遺族会、多賀城市ボランティア連絡会 多賀城市手をつなぐ育成会、多賀城市母子福祉連合会、多賀城市人権擁護委員 多賀城市町内会長連絡協議会

10. 多賀城市共同募金委員会に係る事務事業を行う。

- (1) 一般世帯や法人、学校、職域など多くの方々から共同募金運動への理解と協力を得られる募金活動を行い、地域の寄付文化の醸成を促す。
- (2) 歳末助け合い配分による、生活困窮世帯・社会福祉施設等への激励を行う。
- (3) 宮城県共同募金会による配分金事業の広報及び受付窓口として、広く事業の紹介・利用促進をすることで、地域社会の福祉の向上を支援する。(住民力・地域力・福祉力を高める支援事業等)

11. 広報啓発活動

- (1) 広報紙「社協だより」の発行及び市政だより等の利用による啓発に努める。
- (2)「社協だより」を、年2回発行し、地域福祉の理解を促すことで地域福祉活動の促進啓発に努める。
 - ・ ふれあいまちづくり事業や共同募金配分金の助成団体等の活動(サロン活動や町内 会活動)等の紹介 等。
- (3) ホームページを活用した啓発に努める。

12. 災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置運営できる体制を整備する。

- (1) 災害ボランティアセンター設置運営に関して、民生委員・児童委員をはじめとする 関係者と、非常時の協力体制を構築するため、設置運営に関する共通理解の向上を図る。
- (2) 多賀城市の総合防災訓練と協同して、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行う。
 - ・市の総合防災訓練の一環として設置運営訓練を実施し、行政・市民・協力者等のネットワークの中で設置運営手順を確認することで、非常時の実践性を確保する。
- (3) 災害ボランティアセンター運営スタッフの登録制度の検討

13. 地域福祉活動計画の進捗管理

「第1期多賀城市地域福祉活動計画」(令和3年度~7年度)について、地域福祉活動計画推進委員会を開催し、計画の進捗管理を行う。

14. 地域共生社会実現に向けての地域での仕組みづくり

町内会、民生委員・児童委員、福祉団体等との協力体制を構築し、地域の身近な圏域における相談支援・地域づくりの拠点(例:地区社会福祉協議会=地元住民主体の福祉活動団体)の在り方や整備について検討する。

15. 組織体制の整備

事務事業の拡充・強化に備えて、内部規程の整備や今後の財政状況を見据えた人事労務管理も行い、将来の展望に立った体制づくりに努める。

16. 財政基盤の確立

安定した事業運営を図るため、将来にわたっての安定的な自主財源の確保に努める。 (一般会員及び特別賛助会員の加入促進)

17. 職員の人材育成に努める。

職員の知識・能力・資質向上のための各種研修会等への参加

- 階層別研修会(宮城県社会福祉協議会)
- 介護支援専門員関連研修(宮城県社会福祉協議会)
- 地域づくり関連の研修会(全国コミュニティライフサポートセンター(CLC)等)
- 各種事業、業務ごとに開催される担当者研修会・説明会、等々。

18. 社会福祉センター維持管理

- ・防火設備、自動ドア、エレベーターの定期点検実施
- 定期清掃(毎週火曜日)

19. 居宅介護支援事業の一層の経営充実に努める。

- (1) 保険制度や市場動向の変化、新型コロナウイルスの感染状況に注視し、安定した事業経営に努める。
- (2) 在宅介護の充実がさらに求められている中、コロナ禍においても高齢者が明るく前向きな在宅生活を過ごせるよう、自立支援を目標に利用者個々のニーズに沿ったケアプランを作成し、家族や関係事業者等と連絡・調整をきめ細かく行って質の高いサービスを提供する。

20. 多賀城市中央地域包括支援センターの事業運営を行う。

- (1) コロナ禍においても、安定した事業経営の確立とさらなる運営の充実に努める。
- (2) コロナ禍においても、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、感染予防対策を継続し、高齢者の福祉や介護等に関する相談や権利擁護相談に応じるとともに、包括的で継続的なケアマネジメント支援、介護予防マネジメント業務の実施並びに保健・福祉・医療との連携に努める。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、生活支援体制整備事業における生活 支援コーディネーターを配置し、協議体の運営等により地域住民や関係機関との意見 交換を重ね、地域の特性や実情等の地域資源の把握を行い、地域での支えあいの仕組 みづくりを推進する。
- 21. 指定管理者制度による多賀城市シルバーヘルスプラザ並びに多賀城市屋内ゲートボール場の管理運営を行う。 第5期指定管理者指定(令和4年4月~令和7年3月)
- (1) 受託施設の管理運営に努め、利用促進及び利用者の拡大を図る。
- (2) 高齢者の生きがいと健康維持増進、介護予防につながる事業の推進に努める。
- (3) 新型コロナウイルス等の感染防止策を継続し、拡大防止に努める。

22. 多賀城市福祉工房のでみ園(就労継続支援B型事業)の事業運営を行う。

1 サービス目的

障害のある方が自立した日常生活を送り、社会参加することができるよう就労継続支援B型事業を実施し、通所による就労や生産活動、その他の活動を提供し、一般就労に必要な知識や能力の向上が図られるよう支援する。

- 2 利用定員 40名
- 3 活動内容
- (1) 作業活動

新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、利用者が訓練しながら作業収入を得る ため、以下の作業を行う。

- ア 請負作業 地域の企業や多賀城市の協力を得て、請負作業を行う。
- イ リサイクル作業 多賀城市内を中心に段ボール、新聞、アルミ缶などの資源物を 回収する。
- ウ 物品販売 あやめ祭り及び地区夏祭りが開催されるときは、出店を検討する。 また、新型コロナウイルスの感染状況を見ながらバザーの開催を検討する。

(2) 社会活動

新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、状況が許せば、社会参加をとおして、 自立した生活を送るため以下の訓練・行事を実施する。

- ア 宿泊訓練 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら宿泊施設等の利用
- イ 一般企業等の見学 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら一般就労の場と しての企業や就労継続支援 A 型事業所見学の実施
- ウ 地域社会との交流 あやめ祭り、地区夏祭り、バザーが実施される場合、出店を とおして地域との交流を図る。
- オ その他 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら芋煮会、忘年会、スポーツな どのレクリエーション事業

4 その他

作業収入の拡大を図るため、月1~2回、土曜開園を実施する。

23. ホーム桜木及びホームさざんか(共同生活援助事業)の事業運営を行う。

(1) サービス目的

地域において自立した日常生活を送り、社会参加することができるよう共同生活援助 事業を実施し、共同生活住居において利用者が協力しながら生活できる環境を提供する とともに、入浴、排せつ、又は食事等の介護、相談その他の日常生活の支援を行う。

- (2) 利用定員 ホーム桜木 男性6名 ホームさざんか 女性7名
- (3) サービス提供内容
 - ① 相談及び援助 利用者や家族が希望する日常生活上の相談や援助を行う。
 - ② 食事 栄養バランスや各利用者の食事制限等を考慮して提供する。
 - ③ 排せつ 排せつ支援を行う。
 - ④ 入浴 入浴支援を行う。
 - ⑤ 整容、着替え等 整理整頓や身だしなみ、季節に応じて衣替え等を支援する。
 - ⑥ 健康管理 疾病予防に努め、必要に応じて通院支援を行う。
 - ⑦ 活動支援 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、地域行事への参加、買い物支援等を行います。

(4) その他

- ①新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、利用者の感染防止を図る。
- ② 週末に行事を行うなど、利用者にとっても魅力的なホーム環境に心がけ、利用日の拡大を図る。